



参議院議員 石井みどりNEWS



歯科界に一輪の花が咲きました！

～ 歯科口腔保健法が8月2日（火）に成立 ～

7月27日の参議院での可決後、歯科口腔保健法が8月2日（火）に衆議院で可決、成立いたしました。

口腔の保健に関する法律の制定は、歯科界の長年にわたる悲願であり、過去の通常国会では、自民・公明両党が法案を提出したものの、当時の民主党の反対により審議未了で廃案となったという経緯もありました。今通常国会では、あらためて



歯科医師出身の自民・民主の6議員を中心に、相互に協力しながら法案の調整を進め、廃案となった過去の自公案とほぼ同内容にて合意に至り、全会派一致賛同にて成立の運びとなりました。

本法は、国には口腔保健の推進のための方針・目標・計画を定める義務が、都道府県には努力義務が課せられることとなります。歯科疾患の予防や口腔の保健に関する調査研究をはじめ、国民が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨や、障害者・介護を必要とする高齢者が定期的に歯科検診を受けることまたは歯科医療を受けることができるようにする等の内容となっております。こうした施策が具体化されることにより、客観的データも蓄積され、国民の健康に貢献できる歯科医療の発展へとつながるものと考えております。

法律の成立は、あくまで第一歩であり、実効的な施策をいかに実現していくかが勝負となります。この重要な理念法が具体的な施策において実を結びよう、引き続き努力してまいります。

参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室
 電話番号： 03-6550-0403 FAX：03-5512-2206
 e-mail：midori_ishii@sangiin.go.jp HP：http://www.ishii-midori.jp/